

年金資産運用に関する基本方針

[令和 4 年 10 月 25 日改正]

福祉はぐくみ企業年金基金

年金資産運用に関する基本方針

福祉はぐくみ企業年金基金（以下「当基金」という。）は、年金給付等積立金の運用にあたり、以下の基本方針を定める。

1 目的

当基金は、加入者及び加入者であった者に規約に規定する年金給付及び一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実に行うため、安全かつ効率的な資産運用を旨とし、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用の目的とする。

2 運用目標

年金資産の運用に当たっては、将来にわたって健全な年金制度を維持するに足りるだけの収益率として年金財政上の予定利率を確保するよう努めるとともに、個別資産については運用資産ごとに市場における収益率（以下「ベンチマーク」という。）、また受託機関の資産全体については運用資産ごとのベンチマークを資産構成比に応じて組合せた収益率（以下「複合ベンチマーク」という。）を長期的に上回ることを運用目標とする。

3 資産構成

基本となる投資対象資産の期待収益率、同収益率の標準偏差、同収益率の相関係数、標準偏差と各資産間の相関係数等を考慮した上で、将来にわたる最適な資産の構成である政策的資産構成割合を別紙のとおり定めるとともに、これに基づく資産構成割合を維持するように努めるものとする。政策的資産構成割合を定める際には、資産運用業務に関する専門的知識及び経験を有する者から意見を聴取し、中長期的観点から策定する。また、必要に応じて政策的資産構成割合の見直しを行うものとする。

資産配分決定にあたっては、当基金の運用目標を達成する上でリスクを最小化するよう、投資対象の種類等について分散投資に努めるものとする

なお、オルタナティブ資産は、投資目的及び政策的資産構成割合における位置付け及びその割合を固有のリスクに留意して定めるものとする。

4 資産別リスク管理

(1) 基本的な投資対象資産

政策的資産構成割合を構成する基本的な投資対象資産は、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、新株予約権付社債、短期金融資産、及びオルタナティブ資産とする。また、投資対象とする資産は、その発行体、発行条件、流動性リスク等に関する調査・分析に基づき適切に投資対象銘柄の分散化に努めるものとし、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等について慎重に管理する。

(2) オルタナティブ投資を行う場合の留意点

ア オルタナティブ資産への投資目的

オルタナティブ投資は分散投資効果による当基金ポートフォリオ全体の運用の効率性の向上を図ることを目的とする。

イ 政策的資産構成割合におけるオルタナティブ資産の位置付けと割合

オルタナティブ投資を行う場合は、当該資産の位置づけや政策アセットミックスにおける割合を明確にするものとし、分散投資状況について十分留意する。

ウ オルタナティブ投資のリスクに関する事項

オルタナティブ投資にあたっては、伝統的資産の運用に見られない仕組みや伝統的資産に比べて流動性が低いこと、時価評価の透明性や情報開示のレベルが異なることなど、それぞれのリスクに十分留意するものとする。

エ オルタナティブ資産に係る運用受託機関が用いる運用戦略について

オルタナティブ投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略への投資は、リターン源泉、リスク、時価算出の方法やプロセス、情報開示態勢、運用報酬等のコスト等を確認した上で行うものとし、個別運用戦略毎には、以下の点にも留意する。

- ・外国籍私募投資信託等、海外のファンドを用いた投資

ファンド監査の有無、当該運用受託機関と資産管理機関及び事務処理機関との役員の兼職等の人的関係・資本関係

- ・先物取引、オプション等のデリバティブを用いた投資

レバレッジによるリスク

- ・証券化手法を用いた商品への投資

証券化における原資産の特性を含む、当該商品の仕組みと内在するリスク

- ・ファンド・オブ・ヘッジファンズ

各運用戦略の相関関係等

- ・プライベート・エクイティや不動産、インフラストラクチャー投資等

換金条件等の流動性

- ・その他、オルタナティブ商品

商品特性に応じて、運用会社、及び運用手法、投資対象商品のリスクリターン特性、流動性、評価方法等について慎重な検討を行い、その結果を踏まえて商品選定するものとする。

5 運用受託機関の選任

政策的資産構成割合に基づき、投資対象資産区分ごとに運用スタイル・手法の分散を勘案し、中長期的安定的な年金運営を主眼に最適な受託機関を選任する。一般勘定契約のみの生命保険会社を除き、各受託機関に対し「年金資産の運用ガイドライン」を提示する。受託機関を選任する際には、当該受託機関の「経営理念、経営内容及び社会的評価」、

「企業年金に対する理解と関心」、「投資方針、運用スタイル及び手法」、「組織及び人材」、「情報収集システムや投資判断（運用）プロセス」、「運用担当者の能力、経験」、「年金運用の経験と実績」、「事務処理体制」、「コンプライアンス」等の定性評価の事項について理事等がヒアリングを行い、運用実績に関する定量評価を加えて、総合的に勘案して行う。その場合には、投資判断を行うファンド・マネジャー等に対するヒアリング、及び運用コンサルタントや資産運用委員会等に対するヒアリングを含めることも検討する。更に、オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選任にあたっては組織体制（組織の概況、意思決定プロセス、コンプライアンス等の内部統制体制、監査体制等）、財務状況等（財務状況の推移や運用受託実績の推移 等）についても留意する。

また、運用受託機関の「責任ある機関投資家の諸原則」（日本版スチュワードシップ・コード）の受け入れやその取り組みの状況、ESG（環境、社会、ガバナンス）に対する考え方を定性評価項目とすることを検討する。

なお、運用受託機関及び資産管理機関の選任にあたっては、その受託する業務（生命保険一般勘定契約を除く。）に係る内部統制の保証報告書（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第86号その他の基準にもとづく報告書をいう。）等の保証業務の提供を受けていることを定性評価項目とすることも検討する。

特定の運用受託機関に対する運用の委託が当基金の資産全体から見て過度に集中しないよう努める。但し、「複数の資産で構成されている商品」、「複数の投資戦略を用いる商品」または「複数の商品」に投資する場合、生命保険一般勘定契約等の元本確保型資産に投資する場合、その他合理的な理由がある場合については集中投資に該当しないが、当該特定の運用受託機関の信用リスク等に留意する。

6 運用業務に関する報告の内容及び方法

当基金は受託機関に対して、原則として四半期毎に年金資産に関する運用状況（残高状況、損益状況、取引状況等に係る年金資産管理に関する報告類）、運用実績（パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況）ならびに今後の運用方針等に関する報告書の提出を求めるものとする。

また、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている運用受託機関には、その運用受託機関が行った活動（議決権行使を含む）の実績について報告を求めるものとする。

なお、必要に応じて運用に関する重要事項について協議を行うものとする。

7 運用受託機関の評価

運用受託機関の評価は、原則として次の各号に定める定量評価と定性評価を加えた総合的な評価で行うものとする。なお、評価期間は原則3年から5年とするが、短期の運用成績に著しく問題がある場合等においては、この限りでない。

(1) 評価方法

評価は(2)の定量評価に(3)の定性評価を加えた総合的な評価を行う。

(2) 定量評価

ア 資産別の評価

資産ごとに算出した一定の期間の時間加重收益率とリスクについてベンチマーク收益率、及びベンチマークとの乖離度合いの年率標準偏差（トラッキングエラー）を比較することにより行う。また、各資産別に同一のベンチマークを対象とする運用受託機関ごとに比較評価を行う。

定量評価の際に提示を受ける收益率及びリスクは、生命保険会社の特別勘定商品等グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に馴染まない運用商品を除き、GIPSに準拠し検証を受けたものなど一定の合理的な方法に基づいて計算され管理されているものであることとする。

アクティブ運用については、超過収益を得るためにどのくらいリスクが取られているかを確認するため、シャープレシオやインフォメーションレシオについても留意する。なお、短期の收益率に著しく問題がある場合等を除き、一定の期間（例えば、3年以上）の実績（実績がない場合にあっては、バックテスト）を評価することとする。

資産ごとのベンチマークは、次の指標に基づいた收益率とする。

- ① 国内債券：NOMURA-BPI 総合
- ② 国内株式：TOPIX（配当込み）
- ③ 外国債券：FTSE-WGBI（除く日本、円ベース）
- ④ 外国株式：MSCI-KOKUSA（円ベース、配当再投資、GROSS）
- ⑤ 短期資金：コールレート（無担保、翌日）

なお、上記のベンチマーク比較が適当でない資産については、そのリターンおよびリスク特性を勘案しつつ、その評価方法は各社ごとに定める。

イ 資産全体の評価

資産全体で算出した時間加重收益率と複合ベンチマークを比較することにより行う。

(3) 定性評価

定性面では、下記内容等を総合的に判断して評価する。

ア 投資方針

- ・内容の明確性、合理性、一貫性など
- ・日本版スチュワードシップ・コードの受入表明を行っている運用受託機関については、その取組方針

イ 組織及び人材

- ・意思決定の流れや責任の所在の明確性
- ・十分な専門性・経験を有する人材の配置
- ・人材の定着度と運用の継続性・再現性の確保
- ・プレゼンテーション能力

ウ 運用プロセス

- ・投資方針との整合性
- ・運用の再現性
- ・リターンの追究方法の合理性・有効性
- ・リスク管理指標の合理性・有効性

エ 事務処理体制

- ・売買、決済等の事務処理体制の効率性及び正確性
- ・運用実績の報告の迅速性、正確性、透明性

オ リスク管理体制

- ・実効性及び適切性など

カ コンプライアンス

- ・法令や運用ガイドライン遵守体制の整備状況
- ・過去における法令違反の有無
- ・事故発生時における対応体制
- ・監査の状況（内部監査、外部監査）

8 運用業務に關し遵守すべき事項

生命保険会社の一般勘定を除き、資産の運用に当たっては、運用受託機関に対して次の事項の遵守を求めるものとする。

(1) 一般事項

ア 複数の投資対象資産を組み入れた商品については、その資産内容が明確であり、運用方針が明確なものに限定すること。

なお、運用ガイドラインで指定された資産区分に従ってフルインベストメントを心がけ、余裕資金の運用については流動性及び収益性に留意した上で、適切な投資対象を選ぶこと。

イ 流動性が低いという理由だけで、投資対象から除く必要はないが、資産全体として流動性の確保に留意すること。

ウ 有価証券の高い売買回転率による取引コストの増大により、運用パフォーマンスを悪化させるような、有価証券の頻繁な売買を行うことを避けること。

エ 先物・オプション等のデリバティブ取引については原則として原資産の一時的なヘッジ（いわゆる売りヘッジ）又は原資産の代替（買いヘッジ）あるいは年金資産の変動リスク抑制や負債ヘッジ等、ポートフォリオ全体のリスク管理を目的とし、原資産の変動性（含む積立水準の変動性）を過度に高めるような投機的な取引は行わないこと。但し、デリバティブ取引の活用につき合理的な理由があり、当基金が認める場合においてはこの限りではない。

なお、買いヘッジの場合のデリバティブ想定元本は、保有する余裕資金の範囲内

とする。将来の入金額を前提に余裕資金の範囲を超えて買いヘッジを行う場合は運用受託機関は当基金と事前に協議を行うこと。

- オ 利用対象とするデリバティブは、原則として上場されている先物、オプション、スワップ等とし、これ以外の利用に関しては運用受託機関は当基金と事前に協議を行うこと。
- カ 非上場のデリバティブは、原則利用しない。
- キ デリバティブの利用状況については、その残高、損益状況を原資産と明確に区分して報告すること。

(2) 国内債券

残存期間、信用リスク、流動性等に関して周到な調査を行った上で、適切な分散化を図ること。

(3) 新株予約権付社債

- ア 投資対象は原則として国内の各証券取引所において株式を公開している企業が発行する円建ての新株予約権付社債とする。
- イ 投資対象企業の経営内容、格付け、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、残存期間、発行者等について適切な分散化を図ること。

(4) 国内株式

- ア 投資対象企業の経営内容等、周到な調査・分析に基づいて選択すること。
- イ 業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ウ 投機的な行動には参加しないこと。
- エ 原則として、信用取引は行わないこと。

(5) 外国債券

- ア 上記(2)国内債券に定める事項の他、以下の事項を遵守すること。
- イ 配分については、市場リスク及び為替リスクの両方について検討した上で、国別・通貨別分散について考慮すること。

(6) 外国株式

- ア 上記(4)国内株式に定める事項の他、以下の事項を遵守すること。
- イ 配分については、市場リスク及び為替リスクの両方について検討した上で、国別・通貨別分散について考慮すること。

(7) その他の資産

(2)～(6)に含まないオルタナティブ資産については、リスクおよびリターンの特性、流動性、評価方法等を考慮するとともに、4-(2)に規定した内容を踏まえ、投資を実践するにあたっては事前に当基金と協議を行うこととする。

9 その他運用業務に關し必要な事項

(1) 運用コンサルタント等を利用する場合の事項

運用コンサルタント等と契約する場合、金融商品取引法第29条の規定による投資助言・代理業を行う者としての登録有無を確認し、未登録の運用コンサルタント等とは契約しない。

当該運用コンサルタント等の運用受託機関との契約関係の有無を確認する。

当該運用コンサルタント等が運用受託機関と契約関係がある場合、運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係がある場合、又は自前の運用商品等を提供している場合は、助言内容の中立性・公平性を確保すべく指示する。

(2) 資産運用委員会を設置する場合の事項

資産運用委員会を設置する場合、専門的知識及び経験を有する者であって理事長が選任する者を構成員に加える。

議事内容を記録にとどめて保存し、概要について直近の代議員会への報告及び加入者等への周知を行う。

(3) 管理運用業務に係る研修

運用執行理事をはじめとする管理運用業務に携わる者は、自らが有する管理運用業務に関する専門的知識及び経験等の程度に応じ、資産運用に係る研修を受講しなければならない。

(4) 代議員会への報告、加入者等への通知

代議員会に対しては、管理運用業務に関する情報を、正確に、かつ、わかりやすく報告する。

また、重要と思われる情報は、適時、加入者等に開示する。

(5) 運用受託機関等への「年金資産運用に関する基本方針」等の提示

「年金資産運用に関する基本方針」及び「運用ガイドライン」については、運用受託機関等に提示する。

(6) 基本方針の変更

当基金は必要に応じ、この基本方針の変更を行うことがある。この場合、変更内容は理事会で承認を受けるとともに、その結果は代議員会に報告するものとする。なお、この基本方針の変更に伴い、運用ガイドラインを変更する場合には、運用受託機関等に文書で提示する。

本基本方針の変更内容については、加入者へ速やかに周知を行うものとする。なお、受給者等についても、出来る限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1. この基本方針は、平成30年(2018年)4月25 日から施行する。
2. この基本方針は、令和元年(2019年)5月1 日から改正施行する。[別紙の変更]
3. この基本方針は、令和2年(2020年)7月21日から改正施行する。[別紙の変更]
4. この基本方針は、令和4年(2022年)4月1日から改正施行する。[別紙の変更]
5. この基本方針は、令和4年(2021年)10月25日から改正施行する。[オルタナティブ投資の追加]

(別紙)

年金資産運用の長期的指針となる政策的資産構成割合

[2018年4月25日策定]

資 産	政策的資産構成割合	乖離許容幅
国 内 債 券	25%	0%～35%
国 内 株 式	0%	0%～0%
外 国 債 券	0%	0%～0%
外 国 株 式	0%	0%～0%
短 期 資 金	0%	0%～80%
そ の 他 資 産	50%	0%～60%
一 般 勘 定	25%	15%～35%
合 計	100%	

- 第一生命保険の「第2総合口」への投資は、「その他資産」に含めることとする。
- 市場の変動状況に応じて、一時的に「短期資金」に資産を移動することは、許容する。

【リバランスルール】

- 当基金は、政策的資産構成割合と実際の時価構成割合を四半期毎に確認する。
- 上表で設定する政策的資産構成割合と実際の時価構成割合との乖離が発生している場合のリバランスについては、事前に運用受託機関と協議を行う。
- 上表で設定する乖離許容幅を超えている場合は、その超えている部分を上下限値内で、速やかに調整するものとする。
- 但し、市場の変動状況に応じて、資産構成割合を機動的に変更すること等により、一時的に許容乖離幅を超過することは許容する。

(別紙)

年金資産運用の長期的指針となる政策的資産構成割合

[2019年5月1日変更]

資 産	政策的資産構成割合	乖離許容幅
国 内 債 券	4%	0%～10%
国 内 株 式	0%	0%～0%
外 国 債 券	18%	0%～25%
外 国 株 式	0%	0%～0%
短 期 資 金	20%	0%～70%
そ の 他 資 産	22%	0%～40%
一 般 勘 定	36%	25%～45%
合 計	100%	

- 第一生命保険の「第2総合口」及び「第3総合口」への投資は、「その他資産」に含めることとする。
- 第一生命保険の「債券総合口」への投資は、「外国債券」に含めることとする。
- 日本生命保険の「一般勘定(無配当)」への投資は、「一般勘定」に含めることとする。
- 市場の変動状況に応じて、一時的に「短期資金」に資産を移動することは、許容する。

【リバランスルール】

- 当基金は、政策的資産構成割合と実際の時価構成割合を四半期毎に確認する。
- 上表で設定する政策的資産構成割合と実際の時価構成割合との乖離が発生している場合のリバランスについては、事前に運用受託機関と協議を行う。
- 上表で設定する乖離許容幅を超えている場合は、その超えている部分を上下限値内で、速やかに調整するものとする。
- 但し、市場の変動状況に応じて、資産構成割合を機動的に変更すること等により、一時的に許容乖離幅を超過することは許容する。

(別紙)

年金資産運用の長期的指針となる政策的資産構成割合

[2020年7月21日変更]

資 産	政策的資産構成割合	乖離許容幅
国 内 債 券	0%	0%～0%
国 内 株 式	0%	0%～0%
外 国 債 券	10%	0%～20%
外 国 株 式	0%	0%～0%
短 期 資 金	35%	0%～70%
そ の 他 資 産	30%	0%～40%
一 般 勘 定	25%	25%～45%
合 計	100%	

- 第一生命保険の「第2総合口」及び「第3総合口」への投資は、「その他資産」に含めることとする。
- 第一生命保険の「債券総合口」への投資は、「外国債券」に含めることとする。
- 日本生命保険の「一般勘定(無配当)」への投資は、「短期資金」に含めることとする。
- 明治安田生命保険の「特則一般勘定付き債券代替口」への投資は、「短期資金」に含めることとする。
- 市場の変動状況に応じて、一時的に「短期資金」に資産を移動することは、許容する。

【リバランスルール】

- 当基金は、政策的資産構成割合と実際の時価構成割合を四半期毎に確認する。
- 上表で設定する政策的資産構成割合と実際の時価構成割合との乖離が発生している場合のリバランスについては、事前に運用受託機関と協議を行う。
- 上表で設定する乖離許容幅を超えている場合は、その超えている部分を上下限値内まで、速やかに調整するものとする。
- 但し、市場の変動状況に応じて、資産構成割合を機動的に変更すること等により、一時的に許容乖離幅を超過することは許容する。

(別紙)

年金資産運用の長期的指針となる政策的資産構成割合

[2022年4月1日変更]

資 産	政策的資産構成割合	乖離許容幅
国 内 債 券	0%	0%~0%
国 内 株 式	0%	0%~0%
外 国 債 券	10%	0%~20%
外 国 株 式	0%	0%~0%
短 期 資 金	<u>25%</u>	0%~70%
そ の 他 資 産	<u>25%</u>	0%~40%
一 般 勘 定	<u>40%</u>	25%~ <u>75%</u>
合 計	100%	

- 第一生命保険の「第2総合口」への投資は、「その他資産」に含めることとする。
- 第一生命保険の「債券総合口」への投資は、「外国債券」に含めることとする。
- 市場の変動状況に応じて、一時的に「短期資金」に資産を移動することは、許容する。

【リバランスルール】

- 当基金は、政策的資産構成割合と実際の時価構成割合を四半期毎に確認する。
- 上表で設定する政策的資産構成割合と実際の時価構成割合との乖離が発生している場合のリバランスについては、事前に運用受託機関と協議を行う。
- 上表で設定する乖離許容幅を超えている場合は、その超えている部分を上下限値内で、速やかに調整するものとする。
- 但し、市場の変動状況に応じて、資産構成割合を機動的に変更すること等により、一時的に許容乖離幅を超過することは許容する。

(別紙)

年金資産運用の長期的指針となる政策的資産構成割合

[2022年10月25日変更]

資 産	政策的資産構成割合	乖離許容幅
国 内 債 券	0%	0%~0%
国 内 株 式	0%	0%~0%
外 国 債 券	<u>0%</u>	0%~ <u>0%</u>
外 国 株 式	0%	0%~0%
短 期 資 金	25%	0%~ <u>65%</u>
そ の 他 資 産	<u>10%</u>	0%~ <u>20%</u>
一 般 勘 定	<u>65%</u>	25%~ <u>80%</u>
合 計	100%	

- オルタナティブ資産は、「その他資産」に含める。
- 市場の変動状況に応じて、一時的に「短期資金」に資産を移動することは、許容する。

【リバランスルール】

- 当基金は、政策的資産構成割合と実際の時価構成割合を四半期毎に確認する。
- 上表で設定する政策的資産構成割合と実際の時価構成割合との乖離が発生している場合のリバランスについては、事前に運用受託機関と協議を行う。
- 上表で設定する乖離許容幅を超えている場合は、その超えている部分を上下限値内で、調整するものとする。
- 市場の変動状況に応じて、一時的に許容乖離幅を超過することは許容する。